

きときと情報 2025 174号

富山県中小企業団体中央会

特集1 令和7年度中小企業・中小企業組合向け主要施策及び融資制度

特集2 技能実習制度に代わる「育成就労制度」のポイント

中小企業組合の地域貢献活動事例：富山青果物商業協同組合
経営者に聞く：八尾乳業協同組合 代表理事 長谷 寛氏
組合紹介：滑川工業団地協同組合さんよりこんにちは
中央会いんぷおめーしょん：チャレンジングカンパニー富山2026合同企業説明会を開催しました ほか



表紙のこぼし 「ニューヨーク・タイムズ」が富山市を紹介

富山市ガラス美術館、富山ガラス工房

アメリカの『ニューヨーク・タイムズ』が発表した「2025年に行くべき52カ所」に、日本から富山市と大阪市が選ばれました。

2015年に開館した富山市ガラス美術館は、立山の氷の岩脈や美しいガラスのアートのように光る外観と、富山県産の杉で装飾された内観が特徴で、同紙では「木と光が織りなす「大聖堂」と評されました。富山市は30年以上にわたりガラスをめぐる取り組みを進めており、施策の拠点として富山ガラス造形研究所、富山ガラス工房も擁しています。富山ガラス工房は本年で開設30周年を迎え、富山市ガラス美術館で企画展を開催中です。

(写真提供：(公社)とやま観光推進機構、富山市観光協会)

経営者・役員・従業員とそ
のご家族の
安心の保障を準備する
ために
中央会の共済制度を
ご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替扱月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



* 団体扱とは、富山県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。

※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおり-約款」および富山県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の
代理店・扱者として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 北陸支社

〒920-0853 石川県金沢市本町2-15-1 ポルテ金沢8F TEL:076-263-3256
<https://www.taiju-life.co.jp/>

大樹-KB-2023-432 (損保)A-2023-112 (2023.9)
R-2023-1009 (2023.9)

きときと情報 174号

C O N T E N T S

特集 1

2

令和7年度中小企業・中小企業組合向け主要施策及び融資制度

特集 2

11

技能実習制度に代わる「育成就労制度」のポイント

中小企業組合の地域貢献活動事例

15

富山青果物商業協同組合

経営者に聞く

16

八尾乳業協同組合 理事長 長谷 寛 氏

組合紹介

18

滑川工業団地協同組合

組合だより

19

伝統工芸高岡銅器振興協同組合
富山ます寿し協同組合

中央会いんぷおめーしょん

20

「チャレンジングカンパニー富山2026合同企業説明会」を開催しました
須田慎一郎氏特別講演会を開催しました
運送業分野における特定技能外国人制度に関する研修会を開催しました
本会人事異動のお知らせ

元気印！青年部・女性部

22

能作5代目社長 能作千春氏の講演会を開催しました
動画やSNSを活用した求人方法を学ぶ研修会を開催しました

事務局ペンリレー

23

富山県中小企業団体中央会 事務局長 竹田 和裕

組合Q&A

23

組合員の除名要件について

ほっと一息

24

外壁塗装の目安はなぜ「10年に1度」なのか？

トピックス

ペットと幸せ日和

令和7年度中小企業・中小企業組合向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

富山県の主要施策

1 創業・新事業展開等を考えている方への支援

起業なら富山！創業・移住支援事業

1. 対象

県内に在住又は移住し、県内で起業（事業承継等を契機とした創業も含む）を行う方

2. 内容

魅力的で地域活性化に貢献するビジネスの起業・移住に必要な経費を助成

3. 補助率・補助限度額

- (1) 創業補助 補助率 1／2

上限 ①都市部地域

県在住者80万円、移住者180万円

②中山間地域

県在住者100万円、移住者200万円

- (2) 移住支援金 最大100万円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5602

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 1／2

- (2) 助成限度額 200万円

- (3) 助成期間 最長2年

4. お問い合わせ

富山県スタートアップ創業支援課

TEL 076-444-8908

元気とやま中小ベンチャー 総合支援ファンド事業

1. 対象

ベンチャー企業や事業承継者等

2. 内容

(公財)富山県新世紀産業機構が中小企業者等の発行する株式や社債を引き受けることによって長期低利の資金を提供

- (1) 間接投資：限度額5,000万円

- (2) 間接投資に係る債務保証

- (3) 直接投資：限度額1,000万円

3. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5602

スタートアップ支援事業

(とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

県内に事業所を有する企業や県内の大学・研究機関と関連のある企業で成長可能性の高い事業や社会課題解決に取り組む企業等

2. 内容

研究開発及び事業運営に要する経費の一部を助成

インキュベーション施設の提供

1. 対象

起業や新事業の立上げ、新分野に進出した中小企業等

2. 内容

情報通信環境等を整備したオフィススペースを低廉な家賃で提供

3. お問い合わせ

SCOP TOYAMA TEL 076-456-7373
富山県産業創造センター
TEL 0766-26-5151
富山県総合情報センター
TEL 076-432-1116
富山県産業高度化センター
TEL 0766-62-0500

地域資源活用事業

(とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

産地の技術や農林水産品、観光資源等、富山県が指定する地域資源を活用して行う新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

新商品・新サービスの開発に要する経費及びそれに伴う販路開拓に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 1/2
- (2) 助成限度額 300万円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
TEL 076-444-5603

農商工連携推進事業

(とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

新商品・新サービスの開発等を行う中小企業者等と農林漁業者との連携体

2. 内容

新商品・新サービスの開発に要する経費及びそれに伴う販路開拓に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 2/3
- (2) 助成限度額 200万円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
TEL 076-444-5603

2 技術開発・デザイン・デジタル化等を考えている方への支援

ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

新商品・新技術の研究開発等による競争力強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

研究開発に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 1/2
- (2) 助成限度額 200万円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
TEL 076-444-5607

小さな元気企業応援事業

(とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

小規模企業者※及び小規模企業者のグループ
※従業員数が、製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の事業者

2. 内容

商工団体の経営指導等を受けた事業計画に基づく（又は2社以上の小規模企業者の連携による）新商品・新技術開発等に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 助成率 1/2
- (2) 助成限度額 50万円

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構
TEL 076-444-5605

産学官オープンイノベーション 推進事業

1. 対象

県内企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成されるグループ

2. 内容

成長産業分野（再エネ、水素・アンモニア、蓄電池、カーボンリサイクル・マテリアル、資源循環、次世代自動車、航空宇宙、半導体、ロボット、電気電子、デジタルインフラ）の産学官連携による新製品・新技術開発等に要する経費の一部を補助

※下線部は重点支援分野

3. 補助率・補助限度額

(1) 成長産業分野

補助率 2/3以内※
補助限度額 300万円/年
支援期間 最長2年間

(2) 重点支援分野

<再エネ、水素・アンモニア、蓄電池、次世代自動車>

【単独企業枠】

補助率 2/3以内※
補助限度額 500万円/年
支援期間 最長3年間

【複数企業枠】

補助率 2/3以内※
補助限度額 1,000万円/年
支援期間 最長3年間

<カーボンリサイクル・マテリアル、資源循環>

・サーキュラーエコノミー推進枠

補助率 2/3以内※
補助限度額 500万円/年
支援期間 最長2年間

※大学又は公設試験研究機関等との共同研究費について、共同研究先が県内の機関である場合は10/10以内

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5606

ヘルスケア産業育成創出事業

1. 対象

県内企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成されるグループ

2. 内容

ヘルスケア分野の産学官連携による新製品・新技術開発等に要する経費の一部を補助

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 2/3以内※
- (2) 補助限度額 500万円/年等
- (3) 支援期間 最長3年

※大学又は公設試験研究機関等との共同研究費について、共同研究先が県内の機関である場合は10/10以内

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 0766-24-7112

成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)

1. 対象

県内企業と大学又は公設試験研究機関等の産学官で構成されるグループ

2. 内容

ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学又は公設試験研究機関等と連携して行う研究開発等に要する経費の一部を補助

3. 補助率・補助限度額

- (1) 補助率 ①中小企業者等 2/3以内
②大学・公設試等 定額
- (2) 補助限度額

【通常枠】

単年度あたり 4,500万円以下
2年間合計で 7,500万円以下
3年間合計で 9,750万円以下

【出資獲得枠】※

単年度あたり 1億円以下
2年間合計で 2億円以下
3年間合計で 3億円以下

※補助上限額はファンド等が出資を予定している金額の2倍を上限とする。

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5608

3 経営の安定・活性化に関する支援

販路開拓挑戦応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

国内外の見本市・展示会等への出展などの販路開拓を行う中小企業者及び中小企業者のグループ

2. 内容

見本市等出展に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 県外 助成率：1／3
助成限度額：25万円
(首都圏：35万円)
- (2) 国外 助成率：1／3
助成限度額：50万円
(県外分との組み合わせ可)

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5603

小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1. 対象

小規模企業者※及び小規模企業者のグループ

※従業員数が、製造業では20人以下、商業・サービス業では5人以下の事業者

2. 内容

商工団体の経営指導等を受けた事業計画に基づく(又は2社以上の小規模企業者の連携による)販路開拓等に要する経費の一部を助成

3. 助成率・助成限度額

- (1) 県外 助成率：1／2
助成限度額：25万円
(首都圏：35万円)
- (2) 国外 助成率：1／2
助成限度額：50万円
(県外分との組み合わせ可)

4. お問い合わせ

(公財) 富山県新世紀産業機構

TEL 076-444-5605

トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

1. 対象

新商品・新サービスの開発によって新たな事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認定し、随意契約で優先的な調達に努め、利用後の意見をフィードバック

3. お問い合わせ

富山県スタートアップ創業支援課

TEL 076-444-8908

小規模事業者事業継続力強化補助金

1. 対象

県内の小規模事業者

2. 内容

自然災害の発生に備え、事業継続力強化計画の策定や計画に基づく設備導入等を補助

3. 補助率・補助限度額

- (1) 計画策定枠 専門家謝金等への補助
補助率：2／3、補助限度額：20万円
- (2) 計画実行枠 設備導入等への補助
補助率：2／3、補助限度額：100万円

※(1)、(2)は併用可

※両枠とも震災対策の計画の場合、補助率：3／4

4. お問い合わせ

富山県商工会連合会 TEL 076-441-2716
富山商工会議所中小企業支援部
TEL 076-423-1171
高岡商工会議所 TEL 0766-23-5000
氷見商工会議所 TEL 0766-74-1200
射水商工会議所 TEL 0766-84-5110
砺波商工会議所 TEL 0763-33-2109
滑川商工会議所 TEL 076-475-0321
魚津商工会議所 TEL 0765-22-1200
黒部商工会議所 TEL 0765-52-0242

富山県事業承継つなぐ サポート事業費補助金

1. 対象

- (1) 県内に事業所を置く中小企業者
- (2) 後継者候補

2. 内容

- (1) 事業承継事業：事業用資産や企業価値の算出など事業承継に要する費用を補助（補助率 中小企業：1/2以内、小規模企業：2/3以内、補助限度額：50万円）

※「富山県事業承継・引継ぎ支援センター」の支援を受けた事業にて発生する経費が対象

- (2) 視察事業：県内中小企業への視察旅費を補助（補助率：1/2以内、補助限度額：20万円）

※「富山県事業承継ネットワーク構成機関」の推薦が必要

3. お問い合わせ

富山県経営支援課 TEL 076-444-3248

4 働き方改革・人材確保・育成を考えている方への支援

働き方改革・女性活躍サポート事業

1. 対象

県内に事業所を有する企業、個人事業主、団体（協同組合、社団法人など）

2. 内容

働き方改革・女性活躍推進に関する取組みに係る経費の一部を補助

3. 補助率・補助限度額

ソフト整備

補助率：1/2、補助限度額：25万円

4. お問い合わせ

富山県働き方改革・女性活躍推進課
TEL 076-444-3328

男性の育児休業取得促進事業

1. 対象

育児休業を取得した男性従業員を雇用する中小企業等

2. 内容

男性従業員が育児休業を取得し、職場に復帰した場合に取得期間に応じて補助

3. 補助限度額

- (1) 連続した5日以上の子育て休業 5万円
- (2) 連続した1か月以上の子育て休業 10万円
- (3) 連続した3か月以上の子育て休業 20万円

4. お問い合わせ

富山県働き方改革・女性活躍推進課
TEL 076-444-3137

事業所内保育施設推進事業補助金

1. 対象

事業所内保育施設（定員10人未満）の設置・運営を行う事業主（複数の事業主による共同設置を含む）

2. 内容

- (1) 設置費

補助率：1/2、補助限度額：1,000万円（建築費等：750万円、備品費等：250万円）

- (2) 運営費

1～5年目 補助率：1/2、補助限度額：200万円

6～10年目 補助率：1/3、補助限度額：130万円

3. お問い合わせ

富山県働き方改革・女性活躍推進課

TEL 076-444-3137

事業所内保育施設共同設置促進補助金

1. 対象

国の助成を受けて共同で事業所内保育施設を設置する複数の事業所

2. 内容

共同設置にかかる調整に要する経費の一部を補助（補助限度額：30万円）

3. お問い合わせ

富山県働き方改革・女性活躍推進課

TEL 076-444-3137

「とやま女性活躍企業」認定制度

1. 対象

県内に事業所を有する企業、団体等

2. 内容

女性管理職比率や時間外労働等の時間数等の認定基準を満たす企業を認定・支援

3. お問い合わせ

富山県働き方改革・女性活躍推進課

TEL 076-444-3328

富山県賃上げサポート補助金

1. 対象

県内中小企業（事業場規模30人未満の事業者）

2. 内容

国の「業務改善助成金」の支給決定を受けた事業者に対して、一律（1/10）の上乗せ補助

※業務改善助成金の助成上限額の1/10を上限

3. お問い合わせ

富山県人材確保推進課

TEL 076-444-4608

富山県キャリアアップ奨励金

1. 対象

県内中小企業（富山県内に雇用保険適用事業所を有する中小企業事業主）

2. 内容

国の「キャリアアップ助成金」の各コースに沿って実施する非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善に対して1人当たり10万円を支給（支給対象が事業所単位の場合は1事業所当たり）

※キャリアアップ助成金の助成額の1/2を上限

3. お問い合わせ

富山県人材確保推進課

TEL 076-444-8897

障害者チャレンジトレーニング事業

1. 対象

障害者就業・生活支援センターを通じて、障害者の職場実習を受け入れる企業

2. 内容

謝金として実習1日あたり1,000円を支給（期間は原則として3日間～1ヶ月程度）

3. お問い合わせ

富山県人材確保推進課

TEL 076-444-8897

企業の障害者雇用担当者への 個別支援事業

1. 対象

県内に本社を置く障害者法定雇用率未達成の企業

2. 内容

民間のコーディネーターが採用前から採用後まで一貫した個別支援を実施

3. お問い合わせ

富山県人材確保推進課

TEL 076-444-8897

外国人材活用・定着促進事業

【とやま外国人材活用・定着支援デスク】

1. 対象

外国人材の活用を考える県内企業

2. 内容

- (1) 外国人材の受入制度や県内企業での活用事例についての理解を深めるためのセミナーの開催
- (2) 在留資格制度や採用方法など外国人材の活用に関する総合的な相談対応
- (3) アジア等の大学や日本語学校と連携した信頼性の高い外国人材紹介会社（6社）を通じた安心なマッチング支援

【補助金】

1. 対象

支援デスクを経由し、県が連携契約する人材紹介会社を通じてマッチングした外国人材に対して、日本語やビジネスマナー等の現地教育（富山就職プログラム）を実施した県内中小企業

2. 内容

対象の現地教育（富山就職プログラム）を実施した場合、現地教育に要する費用等の一部を補助

3. お問い合わせ

富山県外国人共生社会推進課

TEL 076-444-8873

外国人材定着総合支援事業費補助金

※以下3つのメニューから選択

①日本語習得サポート補助

1. 対象

外国人材を雇用している企業、登録支援機関、監理団体など

2. 内容

県内企業等が実施する日本語能力向上のための研修について、その費用の一部を補助

②外国人材地域交流促進補助

1. 対象

外国人材を雇用している企業、登録支援機

関、監理団体、経済団体など

2. 内容

地域住民と外国人材との交流をとおして、外国人材の企業定着の事業効果が見込まれる取組を募集し、当該取組に要する費用の一部を補助

③外国人材が働きやすい職場環境整備補助

1. 対象

外国人材を雇用している企業

2. 内容

外国語業務マニュアルの作成など外国人材の働きやすい職場環境整備に対する取組について、当該取組に要する費用の一部を補助

3. お問い合わせ

富山県外国人共生社会推進課

TEL 076-444-8873

とやま人材リスキリング補助金

1. 対象

県内に主たる事業所を置く事業主

2. 内容

教育訓練機関が提供する教育訓練※を活用して行う従業員のリスキリングに要した経費の一部を補助（補助率：訓練経費の3/4、補助額：賃金1人1時間あたり1,000円）

※時間数10時間未満（人材開発支援助成金の対象となる教育訓練を除く）

3. お問い合わせ

富山県労働政策課

TEL 076-444-3260

富山県の中小企業向け融資制度

富山県は、金融機関と協調して中小企業を対象に融資を行っています。今号では、令和7年度において拡充された融資制度の一部を抜粋してご紹介します。

1 設備投資促進資金

設備投資に係る事業資金への融資を行う制度です。融資利率引下げ措置が令和8年3月31日まで延長されました。

対象	工場・店舗・事務所等の新增設や機械設備・事業用車両・店舗設備等の導入を行う中小企業者（駐車場、資材置場などの更地の取得は対象となりません）
資金使途	設備資金（設備投資に伴う運転資金） ※運転資金のみの利用は不可
限度額	5,000万円（うち運転資金1,000万円） ※設備投資に伴い、建物（土地）を取得する場合 1億円
期間 （うち据置期間）	設備資金 10年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内） ※設備投資に伴い、建物（土地）を取得する場合 15年以内（1年以内）
融資利率	年1.65%以内（令和8年3月31日まで）
保証料率	年0.35%～年1.05% 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。

2 創業・事業承継支援資金（創業者枠）

これから創業する予定の方、創業して間もない中小企業者を支援するため、事業に必要な資金を融資する制度です。融資利率、保証料率の引下げが令和8年3月31日まで延長されました。また経営者保証を不要とする保証を利用した場合の保証料率の引下げも令和8年3月31日まで延長されました。

対象	(1)事業を営んでいない個人であって事業を開始する予定があるもの (2)事業を開始した中小企業者であって創業後5年以内のもの
資金使途	設備資金、運転資金
限度額	3,500万円
期間 （うち据置期間）	設備資金 7年以内（1年以内） 運転資金 5年以内（1年以内）
融資利率	年1.25%以内
保証料率	・一般保証利用時 年0.4% ・創業関連保証利用時 年0.5% （令和8年3月31日まで）（保証必須）

3 経営安定資金（経済変動対策緊急融資）

人件費や原材料費の高騰などにより、売上が減少している中小企業者を支援するため、事業に必要な運転資金を融資する制度です。本資金の取扱期間が令和8年3月31日まで延長されました。

対象	次のいずれかの要件に該当する方 (1)最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2)原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期を上回っていること (3)最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少
資金使途	運転資金
限度額	8,000万円（地域産業対策枠との合計）
期間 (うち据置期間)	7年以内（1年以内）
融資利率	年1.25%以内
保証料率	・一般保証利用時 年0.35%～年1.05% ・セーフティネット保証利用時 年0.5% (保証必須)

4 経営安定資金（小規模企業支援枠）

経営状況の悪化している小規模企業者を支援するため、事業に必要な運転資金を融資する制度です。本資金の取扱期間が令和8年3月31日まで延長されました。

対象	次のすべての要件に該当する方 (1)従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の事業者 (2)最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少
資金使途	運転資金
限度額	3,000万円
期間 (うち据置期間)	7年以内（1年以内）
融資利率	年1.20%以内
保証料率	年0.35%～年1.05%（保証必須）

その他の融資制度や制度の詳細につきましては、富山県のホームページをご確認ください。

【お問い合わせ】

富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課 TEL 076-444-3248

技能実習制度に代わる「育成就労制度」のポイント

我が国の人手不足が深刻化している一方で、国際的な人材獲得競争も激化しています。また、これまでの技能実習制度では、制度目的と実態の乖離や一部の事業者による不適切な取扱いにより外国人の権利保護などの課題が指摘されてきました。人手不足への対応の一つとして外国人の受入れも欠かせない状況にある中、外国人にとって魅力ある制度を構築することで、我が国が外国人から「選ばれる国」となり、我が国の産業を支える人材を適切に確保することが重要です。

このようなことから、昨年、入管難民法とともに従来の技能実習法が改正され、人材育成と人材確保を目的とする育成就労法が成立し、令和9年より施行されることとなっています。今回の特集では、育成就労制度のポイントについて紹介します。

1. 制度目的は人材確保と人材育成

今回の法改正では、技能実習制度を発展的に解消して人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度を創設し、これまで技能実習制度において指摘されてきた課題を解消するとともに、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国で就労しながらキャリアアップできる制度を構築し、長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保することを目指すものです。

技能実習制度が我が国での技能等の修得を通じた人材育成により国際貢献を行うことを目的とする制度であるのに対し、育成就労制度は、人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする制度であり、制度の目的が改められました。

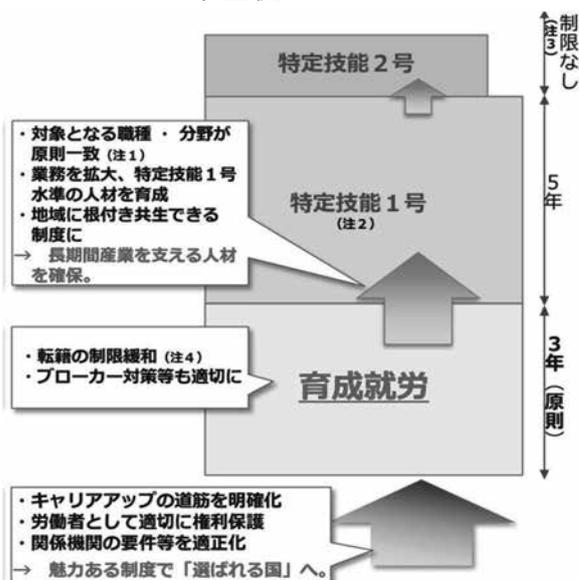
2. 在留期間は原則3年

原則3年間の就労を通じて人材育成によって特定技能1号の技能水準の人材を育成することを目指すものとしています。育成就労制度で育成を受けたものの、特定技能1号への移行に必要な試験等に不合格となった者については、同一の受入れ機関での就労を継続する場合に限り、再受験に必要な範囲で最長1年の在留継続を認める方向で議論が進められています。

長期にわたり我が国の産業を支える人材を確保するため、育成就労制度と特定技能制度に連続性を持たせることで、外国人が我が国

で就労しながらキャリアアップできる制度となります。

改正後のイメージ



3. 本人の意向による転籍が可能に

育成就労制度においては、パワハラや暴力などの人権侵害を受けた場合等「やむを得ない事情」がある場合の転籍を認めるほか、一定の要件の下、本人の意向による転籍も認めることとしています。

当該一定の要件としては、

- (1) 転籍先の育成就労実施者の下で従事する業務が転籍元の育成就労実施者の下で従事していた業務と同一の業務区分であること
- (2) 転籍元の育成就労実施者の下で業務に従事していた期間が、育成就労産業分野ごとに

1年以上2年以下の範囲内で定められる所定の期間を超えていること

- (3)育成就労外国人の技能及び日本語能力が一定水準以上であること
 - (4)転籍先の育成就労実施者が適切と認められる一定の要件に適合していること
- などがあり、その詳細については、今後主務省令等において具体化される予定です。

転籍先の要件としては、転籍先となる受入れ機関における本人の意向による転籍者の受入れ枠を設定することや、都市部の受入れ機関に転籍者が過度に集中することのないよう一定の要件を設定することが検討されています。また、転籍時の初期費用の補填の仕組みについても検討がなされています。

4. 求められる日本語・技能レベル

入国時において技能に係る要件はありませんが、日本語能力に係る要件として、就労開始前に、日本語能力A 1相当以上の試験（日本語能力試験N 5等）の合格又はこれに相当する認定日本語教育機関等による日本語講習の受講が求められます。なお、必要となる日本語能力レベルについては、技能実習制度における取扱いを踏まえ、育成就労産業分野ごとに、より高い水準とすることも可能とされます。

また、現行の特定技能制度では、技能実習2号良好修了者であれば、技能実習から特定技能1号への移行に際して、技能に係る試験及び日本語能力に係る試験の合格を免除するものとしていますが、育成就労制度では、技能に係る試験（技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験）及び日本語能力に係る試験（日本語能力A 2相当以上の試験（日本語能力試験N 4等））の合格が特定技能1号への移行の要件となります。

5. 受入人数枠

育成就労制度も、技能実習制度と同じく人材育成を目的とする観点から、受入れ機関（受け入れ事業者）ごとの受入れ人数枠が設定されます。具体的には、主務省令等において規定される予定ですが、育成就労外国人が

都市部の受入れ機関に過度に集中することを防止するための方策についても合わせて検討されています。

そのほか、分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき分野ごとの全体の受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用されます。

6. 対象は特定技能産業分野と原則一致

育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるとされていますが、国内での育成になじまない一部の分野については、育成就労の対象外となります。

育成就労制度における計画的な育成・評価の対象となる「主たる技能」については、特定技能制度における業務区分内で細分化された個々の職種・作業単位に設定するか、業務区分単位で設定するかなどを業務区分ごとに定められる予定です。

特定技能1号の対象分野（令和7年4月現在）

	分野	従事する業務
厚労省	介護	・身体介護等 (注) 訪問系サービスへの従事は上乗せ告示が公布・施行された後から可能
	ビルクリーニング	・建築物内部の清掃
経産省	工業製品製造業	・機械金属加工・電気電子機器組立て・金属表面処理・紙器・段ボール箱製造・コンクリート製品製造・RPF製造・陶磁器製品製造・印刷・製本・繊維製品製造・縫製
国交省	建設	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備
	造船・船用工業	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器
	自動車整備	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務
	航空	・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体、装備品等の整備業務）
	宿泊	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊
	自動車運送業	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者
	鉄道	・電気設備整備・車両整備・車両製造・運輸係員
農水省	農業	・耕種農業全般 ・畜産農業全般
	漁業	・漁業 ・養殖業
	飲食品製造業	・飲食品製造業全般
	外食業	・外食業全般
	林業	・林業
	木材産業	・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等

注) 国内での就労になじまない一部の分野については育成就労の対象外となる予定

7. 監督機関及び監理機関

従来の外国人技能実習機構に代わる監督機関として、育成就労計画の認定や監理支援機関の許可並びにこれらに関する事務を行う「外国人育成就労機構」が設立されます。そのほか、育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務も追加されます。

監理団体に代わる「監理支援機関」は、従来の監理団体と同様に、主務大臣の許可を受けた上で、国際的なマッチング、受入れ機関（育成就労実施者）に対する監理・指導、育成就労外国人の支援・保護等を行うことになります。その上で、育成就労制度では、これらの機能をより適切に果たすことができるよう、監理・支援・保護機能を強化する方向で許可の要件が見直されます。

監理支援機関の主な許可要件としては、

- (1) 営利を目的としない法人
- (2) 監理支援事業を適正に遂行するに足る能力を有するもの
- (3) 財産的基礎を有するもの
- (4) 個人情報等を適正に管理等に必要な措置を講じていること

(5) 外部監査人を設置すること。また、監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。

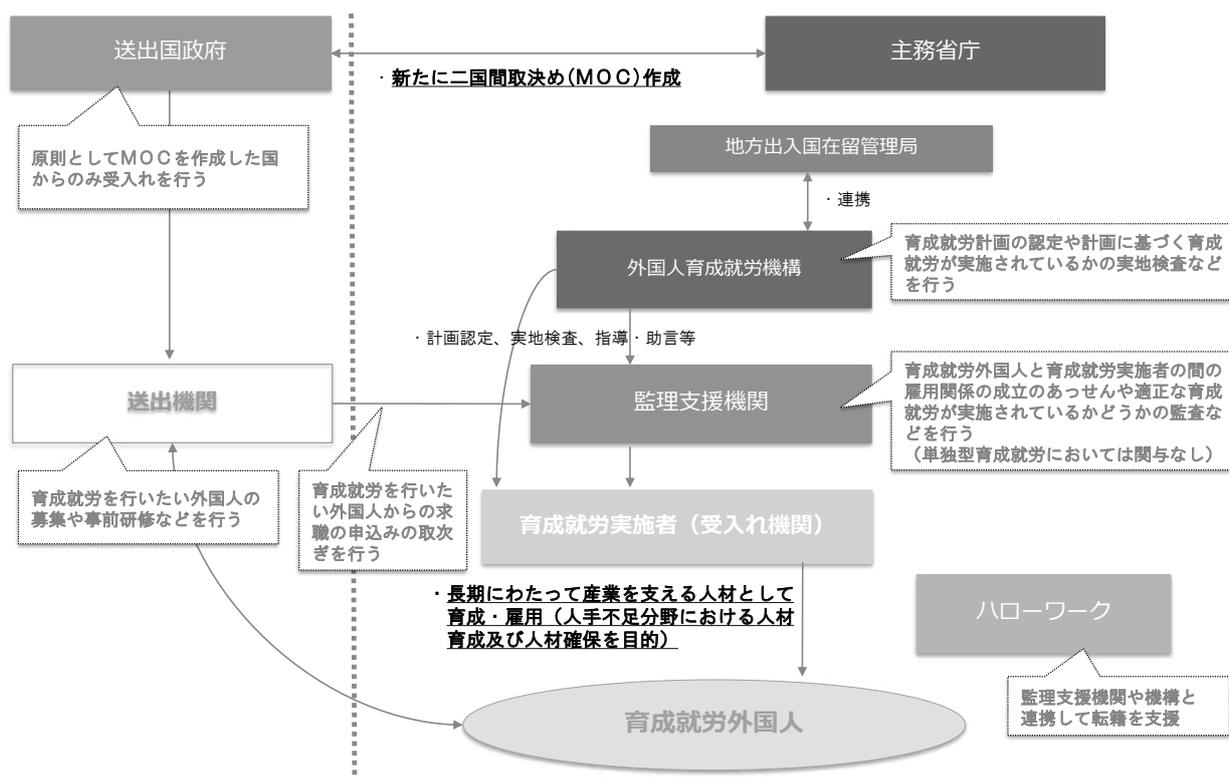
(6) 外国人からの求職の申込みの取次ぎを受けようとする場合にあっては、外国の送出国との間で当該取次ぎに係る契約を締結していること。

等が挙げられています。それぞれの基準については主務省令で規定されることとなっていますが、監理する受入れ機関の数に応じて配置すべき監理支援機関の職員の数や母国語相談の体制などについて検討されています。

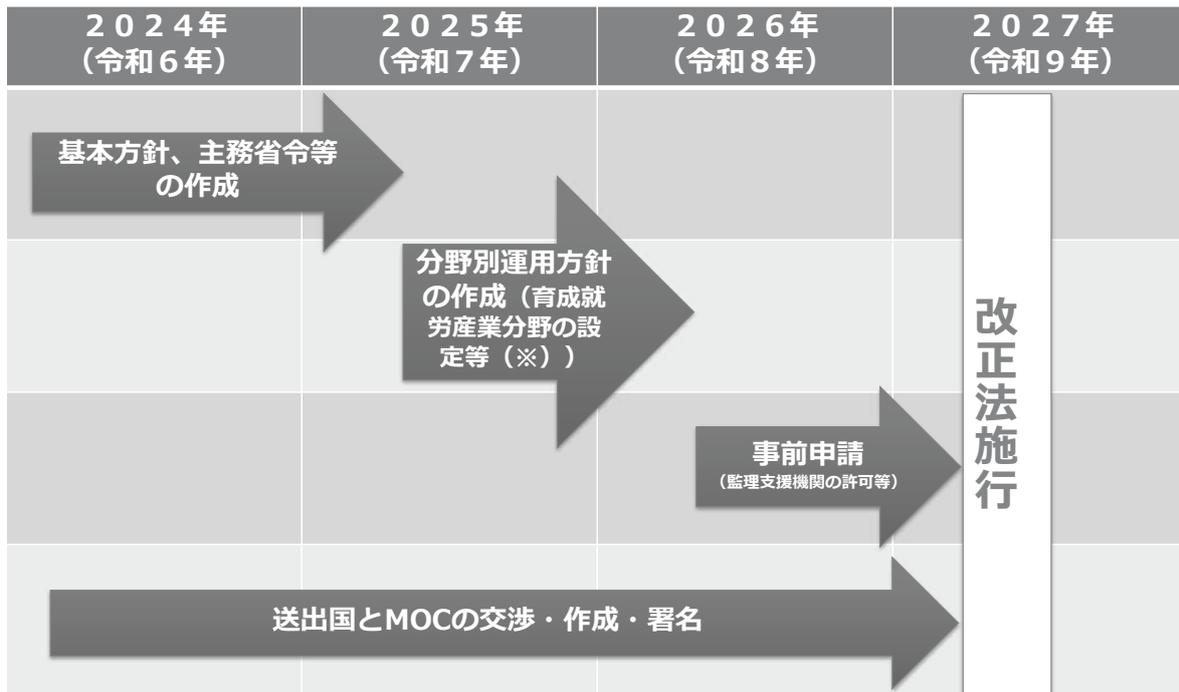
そのほか、育成就労制度においても、監理支援機関にとってより良い監理支援のインセンティブとなるよう、優良な監理支援機関に対して、手続の簡素化等の優遇措置を設けることが予定されています。加えて、育成就労制度では、新たに外国人本人の意向による転籍が可能となることから転籍を希望する申出があった際、関係機関との連絡調整等の役割を担うことになります。

なお、従来の技能実習制度における監理団体が監理支援機関として育成就労制度に関わ

育成就労制度の関係機関のイメージ



施行までのスケジュール



る業務を行うためには、新たに監理支援機関の許可を受ける必要があります。監理支援機関の許可申請については、育成就労外国人の受入れを円滑に行えるよう、制度の施行前にあらかじめ受け付ける予定となっています。

8. 施行時期は令和9年を予定

育成就労制度と改正後の特定技能制度は、

改正法の公布日（令和6年6月21日）から起算して3年以内に施行されることとされており、施行日は現時点では未定ですが、令和9年中には施行されることとなっています。

なお、本会では、技能実習制度適正化事業における監理団体を対象とした講習会等を通して、育成就労制度に関する情報提供を積極的に行っていく予定です。

技能実習制度と育成就労制度の比較

項目	技能実習制度	育成就労制度
目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れてOJTによる技能を移転	人手不足分野における人材確保及び人材育成
在留期間	最長5年（1号：1年、2号：2年、3号：2年）	3年（試験不合格等の相当の理由がある場合は最大で1年の延長可）
転籍の可否	「やむを得ない事情」がある場合のみ可	「やむを得ない事情」の範囲拡大、条件付きで「本人意向」による転籍可
監督機関	外国人技能実習機構	外国人育成就労機構
監理機関	監理団体	監理支援機関
日本語要件	一部職種を除き特になし	就労開始時に日本語能力A1相当（N4等）以上が必要
技能評価試験	1号終了時：技能検定基礎級等、2号終了時：技能検定3級等	特定技能1号移行時に技能検定3級等又は特定技能1号評価試験合格
特定技能への移行要件	技能実習2号良好修了者は、技能試験及び日本語能力試験の合格を免除	技能検定3級等または特定技能1号評価試験、日本語能力試験（N4等）の合格
職種範囲	2号移行職種は91職種168作業	一部を除き特定技能制度の特定産業分野と一致

本稿は、令和7年4月24日時点の厚生労働省及び法務省出入国在留管理庁のホームページ情報を元に作成しています。

中小企業組合の地域貢献活動事例

このコーナーでは、時代の変化に応じて地域貢献活動に取り組む中小企業組合の事例を紹介しています。今号では、消費者に野菜や果物の良さを伝え、消費拡大と意識改革につなげようと食育に取り組む富山青果物商業協同組合の活動をご紹介します。

消費者に野菜・果物の大切さを伝える勉強会・講演会を開催

■ 富山青果物商業協同組合 ■

【組合概要】 住所：富山市掛尾町500番地 設立年月日：昭和32年10月19日
代表理事：村家 博 組合員数：70名 業種：青果小売業

1. 組合の経緯

当組合は、青果物の安定供給を目指す小売業者が終結し、昭和32年に設立しました。昭和48年に富山中央卸売市場へ入場し、以来、組合員が取り扱う青果物の共同購買事業、卸売会社・仲買業者への代金決済事業、学校給食への納入事業などを行ってきました。その中でも、学校給食への納入事業は、富山市全域の小・中学校へ約32,000食分の野菜・果物を毎日、安定供給するという重要な役割を担っています。

2. 「富山八百屋塾」の開催

時代が昭和から平成へと移り、日本人の食生活は大きく変わりました。特に若い世代で野菜・果物離れが進み、それに伴うように組合員数は年々減少していきました。その状況に危機感を抱いた当時の組合青年部員が中心となり、平成16年に「野菜と果物が21世紀の日本を救う」を掲げ、「富山八百屋塾」をスタートさせました。

当初の富山八百屋塾は、富山中央卸売市場内のジャンボせり台において、毎月1回、月末土曜日の朝7時から開催する勉強会でした。市場の荷受担当者が講師となり、月毎に旬の野菜や果物などのテーマを設定し、多彩な品種、美味しい食べ方、栄養などについて学ぶもので、受講料は無料、終了後には試食もでき、また組合員である青果店や市場関係者だけでなく一般消費者も受講できることから年々人気を集めていきました。

3. 小学校・保育所など地域での食育活動へ

青年部の事業としてスタートし、後に組合全体の事業に拡大して消費者に野菜や果物の良さと大切さを伝える活動として地域に大きく貢献してきた富山八百屋塾ですが、令和4年1月、富山市公設地方卸売市場再整備事業の開始に伴い中止を余儀なくされました。以降は、小学校や保育所、地域のコミュニティセンターなどに出張し、子供や地域の消費者を対象とした講演会形式に姿を変え、現在も年間約20回開催しています。

近年では、インターネット、SNSなどの各種メディアを通して食の安全・安心に関する様々な情報が行き交っていますが、野菜や果物という人の命に直結する食材に携わる組合として、今後も野菜・果物に関する正確な情報を、地域の消費者により近い場所で広く伝えていきたいと考えています。



子供に野菜や果物の大切さを伝える島林塾長

生乳本来の品質と味にこだわった ご当地牛乳を全国の牛乳ファンへ

1959（昭和34）年設立の八尾乳業協同組合は、富山県内の学校給食や量販店を中心に、安全・安心でおいしい牛乳を提供し続けている乳業メーカーです。県産の新鮮な生乳を使用し、品質と生乳本来の味わいを追求した牛乳や飲料製品は、「風の盆」のロゴやパッケージとともに多くの消費者に親しまれています。30年以上にわたり同組合をけん引する理事長の長谷寛氏に、これまでの歩みや最近の取り組み、また同じく理事長を務める県牛乳事業協同組合での活動について伺いました。

八尾乳業協同組合
理事長 長谷 寛 氏

明治時代に酪農始める

組合の歩みをお聞かせください。

当組合の歴史は、1907（明治40）年に曾祖父の長谷丈蔵が利賀村から八尾の西新町に移り住み、馬喰（牛馬の売買）と酪農を始めたことが始まりです。その後、八尾町内で移転して牛乳製造工場も立ち上げました。当時、飲み物といえばお茶や水しかなかった時代で、牛乳を販売すると長い行列ができるほどの人気だったと聞いています。事業は2代目で祖父の良治の代の後に分離され、父の順朝が工場を、伯父の良好が酪農を引き継ぎました。1952（昭和27）年に牛乳の衛生基準が強化された際、父は生乳本来の品質や風味を極力損なわない殺菌方法を導

入しました。以来、一貫してパステライズド牛乳を製造しています。1959年に八尾乳業協同組合を設立しました。

私は20歳で組合に入り、29歳のときに父を病気で亡くして理事長に就任しました。それから30年以上が経ち、地場の乳業メーカーは25社から7社に減少。牛乳製品は瓶から紙パックが主流となり、オンラインショップでも販売されるようになりました。時代とともに環境が大きく変化したことを実感しています。

パステライズドに特化

一貫してパステライズド牛乳にこだわった商品づくりをされていますが、どのような特徴がありますか？

当組合では、富山県産の新

鮮な生乳を使用し、生乳本来の品質と味わいを極力損なうことなく殺菌できる、パステライゼーションという技術にこだわってきました。温度管理が重要で、保存タンク、冷蔵庫、殺菌設備などの要所はすべて24時間体制で監視しており、工場内の各工程にカメラを設置して記録を残すなど、品質管理を徹底しています。HACCP式の衛生管理を導入して、製造環境を高いレベルで整えてきました。

昭和50年代の販路は八尾町内の学校給食や宅配、商店に限られていましたが、県内や隣県のスーパーマーケットへ営業して、いくつかの店舗ではプライスリーダーとして商品を取り扱っていただいた時期もありました。しかし、大手メーカーとの価格



瓶入り商品の製造ライン



商品

はせ・ひろし

1960(昭和35)年4月16日生まれ、八尾町(現富山市)出身。国立富山工業高等専門学校を卒業後、八尾乳業協同組合に入職、平成元年、理事長に就任。同18年、富山県牛乳事業協同組合理事長、富山県乳業協会会長に就任、現在に至る。



競争や量販店同士の競争が激しくなり、取り扱いが減ったり、なくなったりする厳しい状況もありました。小規模の地域メーカーとしてはその後、スーパーマーケットのセンター化により、配送が効率化され、多くの店に置いてもらえるようになったことが救いとなりました。さまざまな牛乳商品の中で、パステライズド牛乳の独自性が発揮され、一定の支持をいただけていることは大きな強みです。

次世代担う後継者が活躍

SNSの活用をはじめとする最近の取り組みは、どのような効果をもたらしていますか？

ここ15年ほどで甥2人と娘が入職し、ホームページの作成やオンラインショップの運営、SNSを通じた情報発信が進み、幅広い層へのアプローチに繋がっています。全国にはご当地牛乳のファンがおり、東京・渋谷の店舗や九州のスーパー、北海道からも引き合いがありました。4月から埼玉のスーパーでも販売が始まり、今後の展開に期待を寄せています。大手メーカーが瓶牛乳の製造をやめるなかで、銭湯や温泉などへ自動販売機を設置する依頼も増えています。一時期空いていた瓶の製造ライ

ンが、再び役立っています。

「おわら風の盆」をデザインしたパッケージは、もともとおわら時期の限定でしたが、親しい地場スーパーの社長さんの勧めで定番化しました。近年はローカライズの視点から、スーパーに並んだ際の存在感や消費者の支持を得る要因となっています。

次世代を担う後継者も育ち、さらなる発展を期して、製造環境の向上と品質へのこだわりを追求していきたいと思います。

同業者間の協力を大切に

理事長を務める富山県牛乳事業協同組合では、どのようなことに取り組まれていますか？

富山県牛乳事業協同組合は1988年に設立され、2003(平成15)年に導入された学校給食の入札制度などにも対応してきました。現在は7社で組織しています。学校給食では日々の安定供給のため、万が一機械の故障やトラブルが発生した場合には、他の組合員が代わりに製造・納品して対応する体制を整えています。この際、各社の製品に大きな差があると対応が難しくなるため、品質やルールなどの調整を行うことも、組合の役割の一つになっています。品質や安全性の向上、普及・啓発のイベント企画につい

ても幅広く議論しています。

牛乳や乳製品の原料となる生乳価格は、日持ちがしないという特徴や、国の政策なども関わって、特有の仕組みがあります。8月から飲用の生乳価格が値上げされる見通しとなり、製品価格への影響が懸念されています。私は、同業者同士が協力することでより良い成果を得られるという考えを大切にしてきました。各社の方針や戦略には微妙な違いもあり、完全に足並みを揃えることは容易ではありません。ですが、厳しいなかでも同業者で知恵を絞り、業界の維持と健全な発展を目指していきたいと考えています。

経理や管理ソフトを自作

休日はどうのように過ごしていますか？

パソコンが好きで、20代の頃に組合へ一式100万円ほどのパソコンが導入された際は、すっかり夢中になりました。人がいると気が散るため、夜中や休日に黙々と組合の経理や販売管理ソフトを開発し、長年活用してきました。趣味なのか仕事なのかよくわからなくなるほどでした。好きなことに打ち込むことが一番上達し、成果に繋がるのかなと思っています。

滑川工業団地協同組合さんよりこんにちは

50年以上にわたって滑川地域に根差し、異業種団地として様々な業種を取り込みながら拡大・成長を続けてきた滑川工業団地。

今回は滑川工業団地内の事業者で組織されている滑川工業団地協同組合さんを紹介します。

◆組合の沿革

昭和46年、魚津機械センター工場団地協同組合(現・魚津企業団地協同組合)の補完事業が計画されたものの、工場用地の拡張が困難であることが判明したため、隣接する滑川市に新たに工業団地を建設したことが滑川工業団地協同組合のはじまりです。昭和47年の第1期工事完成から度重なる補完事業を経て現在も異業種団地組合として発展を続けています。

◆異業種団地ならではの共同事業

協同組合での共同事業といえば、備品の共同購入や共同仕入・共同販売などを思い浮かべる方も多いと思います。しかし、滑川工業団地は鋼材加工からプラスチック製品、機械の加工や修理のみならず食品製造業者も抱える多様性に富んだ団地であり、事業における共通設備が少ないため、共同購入は作業服や切手等にとどまっています。

一方で、滑川工業団地協同組合は特色ある共同事業として、共同受電・除排雪・共同給水事業等を行っています。これは、事業における電力・除排雪において各事業者が個別に電力・除雪事業者と契約するのではなく、協同組合が一括で契約・供給、また、水道供給においては、ポンプによる自家水を各組合員に供給する事業です。

各組合員は業種や事業規模が異なるため、電力・水道を利用する量や、利用の集中する時間帯や時期も異なっています。そこで、組合が一括で電力・水道供給を引き受けることで、電力・水道需要が平準化され、極端に電力・水道利用が多いまたは少ない時期を減らすことが可能になるため、各事業者が個別に契約するよりもコストを抑えることに成功しています。

また、組合員同士の友好、親睦事業にも積極的で、毎年開催しているボウリング大会には多い時で約80人が参加するなど活発な交流が行われています。

様々な取り組みによる親近感の醸成は各事業者にもよい影響を与えており、一例として、団地内で電気設備トラブルが起こったときは組合内の電気設備業者にすばやく修理を依頼できる体制が整えられています。

総じて、滑川工業団地協同組合は組合員の多様性をうまく長所として取り入れ、各組合員が競合他社でないのも相まって、友好的かつ活発で、利益を生み出す組織づくりに成功しています。



毎年1月に行っている安全祈願祭の様子

◆今後の取り組み

昨今の人口減少や社会情勢も相まって、組合員からは人材難、とくに後継者不足が深刻だとの声が上がっています。事業継承のためM&Aを活用した組合員はあるものの、小規模で家族経営に近い業態等もあり、事業継続に対する温度感はまちまちな現状が続いています。

組合では、主要事業の共同受電・給水事業に用いる設備の老朽化対策も含め、次代以降への事業承継・継続性に関わる事項を、目下最大の課題として取り組んでいます。

◆組合概要

組合名称	滑川工業団地協同組合
設立	昭和46年11月1日
住所	滑川市追分3550番地
理事長	三宮 悟治郎
組合員数	14名
TEL	076-475-1630
FAX	076-475-1631

世界初！ 鑄銅製の富山湾鮭のオブジェが完成

伝統工芸高岡銅器振興協同組合

富山県は、現在「寿司」を入口として、幅広い富山の食、お酒、器をはじめとした工芸などの魅力を県内外の方々にPRするべく「寿司といえば、富山」キャンペーンを実施しています。当組合ではこのキャンペーンに合わせ、組合創立50周年事業としまして、高岡銅器職人の卓越した技術を結集し、世界初となる実物大の鑄銅製の寿司のオブジェを制作しました。

素材は、銅80%、ニッケル20%の合金「白銅」を使用し、実際に職人が握った寿司で型を取った原型を基に鑄造。着色は、塗装ではなく薬品による化学変化で金属の表面を変色させたり、金箔、銀箔を貼り付ける伝統的着色方法で金属らしい色に仕上げつつ、酢飯の部分はあえて着色せずに白銅そのものの美しい色を活かしました。

完成したオブジェは高岡市に寄託し、現在、高岡市美術館と高岡駅の観光案内所前で常設展示されています。また、6月に大阪・関西万博で披露後、富山県民会館で常設展示される予定となっており、国内外に高岡の伝統工芸の高い技術力を発信したいと考えています。



富山県を象ったプレートに盛り付けられるで本物のような鑄銅製の富山湾鮭

直径3.23m！ 世界一大きいます寿し作りを行いました

富山ます寿し協同組合

令和7年3月23日、富山駅南北自由通路において「すしのまち とやま」のプロモーションとして「富山寿司すきフェスタ」が開催され、当組合と富山駅周辺の活性化に取り組む一般社団法人トヤマチミライが協力し、「世界で一番大きな」ます寿し作りを行いました。

当日は、大人から子供まで県内外の約240名が参加し、開催日の日付にちなんだ直径3.23mの巨大ます寿しを製作し、富山駅利用者や観光客等から大きな注目を集めました。

この巨大ます寿しには、酢飯約100kg、鱒の切り身約50kg、笹の葉約900枚が使用されています。参加者は12グループに分けられ、当組合員の職人が指導。特別に制作した木枠に約1時間かけて材料を敷き詰め、蓋をして約20分間上から押し、その後12個のおうぎ形のます寿しを円形に組み合わせて完成させると、会場からは、拍手と歓声が湧き起りました。完成したます寿しは、その場で切り分けられ、参加者全員で味わいました。

当組合では他にも、富山市内の小学校区ごとに設置されている市立公民館などで行っているます寿し作り体験教室や、市内各店舗のます寿しを食べ比べできるイベントなどを開催し、富山名産であるます寿しのPRと消費拡大に努めています。



完成した直径3.23m世界最大のます寿し

「チャレンジングカンパニー2026合同企業説明会」を開催しました

令和7年3月1日(土)、ボルファートとやま（富山市）において、「チャレンジングカンパニー富山2026合同企業説明会」を開催しました。この説明会は、県内中小企業の人材確保を目的に毎年開催しており、当日は県内企業43社の採用担当者と来年春に就職を予定している県内外の大学生、専門学生等が参加しました。

近年、少子化や人手不足による学生優位の「売り手市場」の傾向が続いており、多くの県内中小企業においては、若手人材の確保に苦戦している状況であるため、当日会場ではブースに訪れた学生等に対して熱心に会社概要を説明するなど企業側から積極的に学生等にアプローチする姿が印象的でした。



合同企業説明会の様子



学生等に自社の魅力をPRする採用担当者

須田慎一郎氏特別講演会を開催しました

令和7年3月17日(月)、富山県民会館（富山市）において、経済ジャーナリストの須田慎一郎氏を講師としてお迎えし、特別講演会を開催しました。

須田氏からは「どうなる2025年日本経済 日本で、そして世界で起きている本当のこと」と題してご講演いただき、「失われた30年」と言われているバブル経済崩壊以降の日本経済について、なぜ日本がGDP世界第4位に転落してしまったのか、また好循環のインフレへの兆しが見えつつある現状と、今後の日本経済の展望などについて随所に笑いも交えながら分かりやすく解説していただきました。

本講演会は、協同組合富山県ハイウェイサービスセンターとの共催及び富山県中小企業経営モデル企業研究会からの協賛を得て開催し、当日は定員を上回る約140名の中小企業経営者等が受講しました。



特別講演会のチラシ

運送業分野における特定技能外国人制度に関する研修会を開催しました

令和7年3月25日(火)、高岡地区陸運事業協同組合大研修ホール（射水市）において、貨物自動車運送業組合の組合員を対象に、橋本裕介氏（ブリック労働法務事務所 代表）を講師にお招きして「特定技能外国人制度への自動車運送業（トラック）分野の追加と外国人を雇用する際の留意点」をテーマに研修会を開催しました。

特定技能制度は、日本の深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れる制度です。対象となる分野は介護、建設、工業製品製造など多岐にわたりますが、昨年新たに運送業（トラック・タクシー・バスなど）が追加されました。これにより、慢性的なドライバー不足に対応し、物流や公共交通の安定を図ることが期待されています。



研修会の様子

本会人事異動のお知らせ（令和7年4月1日付）

本会では、下記のとおり職員の人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏名	新役職	旧役職
竹田 和裕	事務局長	
野上 栄治	事務局次長	総務課長
佐伯 真由美	総務課長	工業支援課長
山田 丈晴	流通・労働支援課担当課長	工業支援課主任
西尾 裕也	工業支援課担当課長	流通・労働支援課主任
藤井 弘恵	総務課主任	工業支援課主任 (総務課兼務)
須田 加奈子	総務課主事	(新規採用)
竹田 樹	工業支援課主事 (総務課兼務)	工業支援課主事
大和 龍彦	工業支援課主事	(新規採用)

退職（令和7年3月31日付）

事務局長 楠 宗久 総務課主任 高橋 里子
 総務課主事 川尻 彩加 流通・労働支援課主事 杉本 凌
 在職中は組合の皆様並びに関係機関の皆様には大変お世話になりました。

能作 5 代目社長 能作千春氏の講演会を開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

本会では組合女性部活動推進事業を実施しており、その一環として、令和7年3月11日(火)、とやま自遊館（富山市）において組合女性部、女性経営者、女性役職員を対象に、組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

当日は、能作千春氏（株式会社能作 代表取締役社長）を講師にお招きし、「つなぐ～100年企業 5代目社長の葛藤と挑戦～」をテーマにご講演をいただきました。

同社は、大正5年に高岡市で創業した老舗鋳物メーカーでありながら、近年ではデザイン性の高い自社ブランド製品の開発を行うとともに産業観光事業にも積極的に取り組まれるなど国内のみならず海外からも注目されている企業です。千春氏は父である現会長の克治氏から事業を引き継ぎ、令和5年に社長に就任されています。

講演会では、同社のこれまでの取り組みや新たな事業展開についてのお話があり、参加された女性経営者の方々からは大変なご好評をいただきました。



セミナーの様子

動画や SNS を活用した求人方法を学ぶ研修会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

令和7年3月18日(火)、とやま自遊館（富山市）において、渋谷秀樹氏（有限会社 hs style 代表取締役）を講師にお招きし、「明日から実践！新ハローワーク徹底活用法～諦めるのはまだ早い！ハローワークの新しい活用法で若い人は集められる～」をテーマに組合青年部研修会を開催しました。

研修会では、ハローワークに求人票を出す際、若者に興味を持ってもらえるようにするための記載方法や具体的なテクニックの紹介のほか、YouTubeなどのSNSを活用した採用活動の重要性やポイントなどについて解説していただきました。

研修会終了後には講師の渋谷氏もご参加いただいたの交流会を開催し、各業界内の人手不足の状況や採用活動についての情報交換など活発な交流が行われ、会員間の親睦をより一層深めることができました。



研修会の様子

『笑う門には福来る』

本年4月から中小企業団体中央会に勤務させていただいております。富山県を定年退職し、ご縁がありましたことに大変ありがたく思っております。

以前、富山コンベンションビューロー（本会の入居しているビルの1階にあります）に勤務しており、様々な学会や業界団体などの全国大会、国際会議などの県内に誘致する業務をしておりました。コンベンションに関する様々な団体などが集まる全国会議の場で、富山誘致のためのプレゼンテーションをする機会があり、その際「富山県のものづくり産業の集積」をテーマとして富山開催の優位性を紹介したことがありました。結果は惜しくも2位だったのですが、この結果は私のプレゼンテーションに関する技術と能力が足を引っ張ったことが原因であり、この内容についてはきっと1位だったのではないかと感じておりました。

本会に勤務してまだ日は浅いのですが、今後、ものづくり産業のみならず、真摯に事業に取り組んでおられる多くの皆様のお役に立てるように努力していきたいと思っています。

さて、趣味といえば「落語」です。県内各地で開催される落語会にも行っていますし、たまには東京の寄席にも行っています。「笑うと脳からドーパミンやアドレナリンが出て健康にいいんですよ。これは、研究者の先生によりまして科学的に証明されていることなんですから・・・」と噺家さんのマクラで何度も聞いたことがあります。私自身は調べたこともないのですが、きっと本当のことだと思っています。何より笑いは世の中を明るく平和する、これは信じてもいいのかなと思っています。

会員の皆様はもとより本会職員も含め関係の皆様方が、笑顔あふれる日々を送ることができるように努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。



富山県中小企業団体中央会
事務局長 竹田 和裕

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について回答とともに紹介します。

組合員の除名要件について

Q

定款例第13条第1号に規定する「長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員」は、なぜ除名しなければならないか。また、この場合の「長期間」とは、何ヶ月以上か。

A

組合は、組合員が共同して事業を行なうべきであって、長期間にわたって組合の事業を利用しないような場合は、組合制度の主旨に反し、また、同志的結合の意志を欠いたものと認められ、組合員たる地位を与えておく理由がないからである。

「長期間にわたって組合の事業を利用しない組合員」の長期間とは、社会通念上許される範囲の長期間で、組合および組合員自体が判断し決定すべきものであって、一般的に何ヶ月、何年とは定められない。

外壁塗装の目安はなぜ「10年に1度」なのか？

理由1：塗料の耐久年数

多くの一般住宅に使用される塗料の耐用年数が約10年前後だからです。塗料ごとの耐久年数の目安は、アクリル系が5～8年、ウレタン系が7～10年、シリコン系が10～13年、フッ素系が15～20年、無機塗装が20～25年となっており、「10年に1度」は最も使用頻度の高いシリコン系塗料の耐用年数が基準になっています。

理由2：外壁や下地の劣化の予防

外壁の塗膜が劣化すると、ひび割れ、チョーキング現象（手で触ると白い粉がつく）、カビやコケの発生、塗膜の剥がれ、雨水の侵入などが起こりやすくなります。これらを放置すると塗装だけで済まず、外壁材の張り替えなど高額な修繕が必要になる可能性もあります。

理由3：見た目の美しさの保持

日光や雨風で年々色褪せたり、艶がなくなったりして家全体の印象が古く見えることがあります。定期的な塗装で、家の外観を美しく維持できます。

外壁塗装は単なる「色の塗り直し」ではなく、家を守るメンテナンスです。放置してしまうと後々大きな出費につながることもあるので、「10年に1度」は家を長持ちさせるための予防策としてとても有効です。



外壁塗装・点検は安心・安全の富山県塗装協同組合加盟店にご相談ください

(情報提供：一般社団法人 日本塗装工業会、富山県塗装協同組合)

きつとみつかるといい人、いい仕事



job sanko
ジョブ産雇

「失業なき労働移動」の実現をめざす再就職・出向の専門機関



公益
キャリアセンター
ライシヨブコム

企業と人材を結ぶエキスパート

働く
と雇用をサポ
ート
6つの取り
組みで

- ① 離職する従業員の再就職をサポート
- ② 人材を確保したい企業に対するサポート
- ③ 「キャリア人材バンク」で高齢者の再就職をサポート
- ④ 雇用を維持するための在籍型出向をサポート
- ⑤ 社員の人材育成やキャリアアップの出向をサポート
- ⑥ 従業員のスキルアップや研修を目的とするセミナー（有料）

費用は
無料



公益財団法人 産業雇用安定センター 富山事務所

〒930-0857 富山市奥田新町 8-1 ボルファートとやま 10 階

TEL 076-442-6900



過保護に可愛がるのではなく 尊重とコミュニケーションを

ペットは大切な家族の一員。そばにいただけで、私たちにかけがえない愛と癒しを与えてくれます。人もペットも無理なく心地よく暮らすための工夫やヒントをご紹介します。

心のつながりを感じる幸せ

犬との暮らしは、飼い主に多くの幸せを与えてくれます。犬とふれあうことでストレスがやわらぎ、癒されます。これは、オキシトシンという「幸せホルモン」が分泌されるためといわれています。毎日散歩をするため、飼い主も自然と運動不足を解消できたり、行く先でほかの飼い主との交流が広がったり。愛犬の健康や安全面を考え、部屋をこまめに掃除する習慣が身につくといったメリットも。富山市内のドッグサロン「brico」のオーナー、次社崇行さん(以下、マグさん)は、「言葉を交わすことがなくても、心が通じ合う瞬間に何ものにも代えがたい幸せが広がる」と話します。



犬との暮らしは楽しいことがいっぱい

可愛がるだけでは、犬は幸せに暮らせない

ドッグトレーナーでもあるマグさんは、「犬と幸せに暮らすためには、過保護に可愛がるのではなく、飼い主がリーダーとして犬の欲求を正しく理解し、適切にコントロールするスキルを身につけることが大切」と話します。噛む、ほえる、走る、掘るといった犬特有の欲求が満たされないと、「噛みつく」「ほえて仕方がない」「落ち着いて歩かない」といった問題行動につながりやすいそうです。「犬はとても賢いので、適切なしつけとコミュニケーションによって行動がより良く変化します。しつけがかわいそうと感じる人もいますが、トレーニングを通して、穏やかに過ごせるようになれば、一緒に行動範囲を広げられ、生活の楽しみも増えるでしょう」。

健康や成長に直結するフード

愛犬の健康と成長を支えるのが、毎日食べるフードです。「犬の健康は体の中からつくられていくもの。お金をかけて、愛犬に合った良質なものを選んでほしい」とマグさんは勧めます。そのフードがいつ、どこで、誰によって作られているのかというトレーサビリティを意識するとともに、与え始めてからの体の変化にも注意を払うことが大切です。「体に合ったいいものを食べていると、体つきが変わってきます。特に毛ツヤがよいということは、栄養が行き渡っていること

の表れです」と説明します。

心身の健康に役立つドッグプール

公園やドッグラン、犬を連れて入ることができるカフェなど、県内でも愛犬と一緒に楽しい時間を過ごせる場所や施設が増えてきました。近年は、遊びだけでなく、リハビリや健康維持の視点からドッグプールの需要が高まっています。bricoが今夏、富山市内で開設するドッグプールでは、専門スタッフが犬の状態に合わせて行う、アクアセラピーのプログラムを提供します。水中での運動は犬の心身をリラックスさせてストレスの解消につながるほか、ダイエットにも効果的だそうです。

富山をドッグフレンドリーな街に

アメリカ北西部の都市、ポートランドはドッグフレンドリーな街として知られています。リードなしで遊べるドッグパークや犬を歓迎する店が充実しているだけでなく、飼い主が犬と一緒に散歩したり、食事をしたり、買い物をしたりといった姿が日常風景に溶け込んでいます。「犬が公共の場で落ち着いて過ごせるようになれば、犬が苦手な人も安心して共存できる社会が生まれます」とマグさんは話します。海、山、川が揃った富山は、犬と一緒に自然を満喫できるスポットに恵まれています。人間も犬も穏やかに暮らせる街になれば、富山を訪れる愛犬家も増えて、人々の交流もより活発になり、地域全体の豊かさにも繋がっていきそうです。



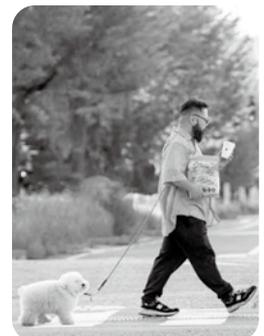
首輪やリードは愛犬の体の大きさやエネルギーの強さに合わせて選ぶことが大切



ドライブをより快適に安全にする犬用カーシート



飼い主とコミュニケーションを取りながら遊べるグッズ



ドッグフレンドリーな街づくりで地域を豊かに

企業立地マッチング促進事業(委託元:富山市)

空き工場・用地等を 富山市内で お探しの方へ!

富山市では、富山市内の工場物件等のマッチングサイトを開設しております。本サイトは富山市内の空き工場・作業場・倉庫・工場用地・事務所などの遊休事業用不動産の有効活用と地域産業の活性化を図るために、工場等の立地促進(移転・増設・県外企業誘致など)に取り組む事業の一環として運営しております。
現在所有の遊休事業用不動産の売却・賃貸、または取得・賃借をご検討されておられる方は、当ホームページをご利用いただけますようお願いいたします。



ホームページはこちらです <https://aki-toyama.jp/>

富山市の空き工場・作業場・倉庫・工業用地・事務所などの物件情報マッチングサイト!!

空き工場、作業場、倉庫、工業用地、事務所など、不動産/賃貸情報や、物件のニーズを紹介。
◎本サイトを通じて富山市空き工場等大規模修繕助成金の対象となります

- 富山市東田の事務所を掲載しました (No.871)
- 富山市一本木の事務所を登録しました (No.870)
- 富山市手塚の事務所を掲載しました (No.869)
- 富山市八尾町の倉庫・事務所・土地を掲載しました (No.863)

本サイト活用で「富山市空き工場大規模修繕助成金」の対象となります。 ※要件あり

新着情報は随時更新中。非公開物件もあります。

地図上で簡単に物件を探すことができます。

物件情報の登録・掲載は無料です。物件ニーズ情報も登録出来ます。

業務提携：(公社)富山県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会富山県本部

※ホームページ画面の画像は一部加工しています

アクセス方法は
こちら!



検索サイト

空き工場 富山

検索

HPアドレス

URL <https://aki-toyama.jp/>

ホームページや本事業に関するお問い合わせ

〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル 6階
富山県中小企業団体中央会 工業支援課
TEL:076-424-3686 FAX:076-422-0835

R6.8

令和7年6月1日 発行

印刷所

編集発行

北日本印刷株式会社

富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL:076-424-3686(代)